

綾瀬市からのお知らせ【重要】

法人市民税法人税割の税率の改正について

趣旨

市町村間の税収の偏りを是正し、財政力格差の縮小を図るための措置として、法人市民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税の財源とすることに伴い、地方税法が改正され、法人税割の税率が引き下げられました。

綾瀬市では、この改正を踏まえ、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から以下のとおり法人市民税法人税割額の税率を改正しました。

| 法人等の区分 | 改正前 法人税割税率 | 改正後 法人税割税率 |
|--------------------------|---------------|---------------|
| 1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 | 12.1% | 8.4% |
| 1億円以下の法人及び資本金等を有しない法人 | 9.7% | 6.0% |

適用開始時期

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

予定申告における経過措置

法人市民税法人税割の税率改正に伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額については、次の計算方法になります。

$$\bullet \text{ 予定申告額} = \text{前事業年度分の法人税割額} \times \underline{3.7} \div \text{前事業年度の月数}$$

【通常は、予定申告額 = 前事業年度分の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数】

※電子申告の場合は、予定申告書に記載のある「6」を上記の「3.7」に修正のうえ、計算願います。